

双葉都市計画公園の変更（福島県決定）

都市計画公園中 8・5・1 号福島県復興祈念公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面積	備考
	番号	公園名			
特殊公園	8・5・1	福島県 復興祈念公園	双葉郡双葉町大字中浜字本町、字西川原、字南川原 双葉郡双葉町大字両竹字北細田、字細田、字増田 双葉郡双葉町大字中野字渋江、字宮ノ脇、字高田、字羽山前	約 21.8 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画公園は、東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等を目的として、平成 29 年 6 月に都市計画決定されています。

今般、「東日本大震災・原子力災害伝承館」と園内に設置される「追悼・祈念施設（国営）」が一体となって伝承機能を発揮していくために、双方の施設間を強力的に連結するとともに、公園利用者の安全な移動を目的とした人道橋を含めるため、変更しようとするものです。

また、現計画区域内で被災した八幡神社の再建及び一般県道広野小高線の復旧事業者間の調整の結果、区域からの除外をするため、変更しようとするものです。

## 都市計画の変更に係る土地の区域

### 1 新たに都市計画に含まれる土地の区域

福島県双葉郡双葉町のうち

大字<sup>もろたけ</sup>両竹字<sup>ますだ</sup>増田の一部の区域

### 2 都市計画から除外される土地の区域

福島県双葉郡双葉町のうち

大字<sup>もろたけ</sup>両竹字<sup>ますだ</sup>増田、大字<sup>なかの</sup>中野字<sup>みやの</sup>宮ノ脇、字<sup>しづえ</sup>渋江及び字<sup>はやま</sup>羽山前<sup>まへ</sup>の各一部の区域

新旧対照表

上段	変更前
下段	変更後

種別	名 称		位 置	面積	備考
	番号	公園名			
	8・5・1	福島県 復興祈念公園	双葉郡双葉町大字中浜字本町、字西川原、字南川原 双葉郡双葉町大字両竹字北細田、字細田、字増田	約 22.8 ha	
特殊公園			双葉郡双葉町大字中野字渋江、字宮ノ脇、字高田、字羽山前	約 21.8ha	

都市計画変更の経緯

年 月 日	事 項	決定権者	備 考
平成 29 年 6 月 2 日	当初決定	福島県	福島県告示第 419 号